



第6期野木町障がい福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

第2期野木町障がい児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

笑顔がある 温もりがある やさしさがある まちづくり



令和3年3月

栃木県 野木町

はじめに

本町では、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき策定された「野木町障がい者プラン」の基本である『笑顔がある 温もりがある やさしさがある まちづくり』に沿って、各種障がい福祉施策を実施しているところです。このたび「野木町障がい者プラン」のうち、障がいのある人への生活支援に向けた実施計画として障がい福祉サービスの見込量等を定めた「第6期野木町障がい福祉計画」・「第2期野木町障がい児福祉計画」を策定いたしました。



近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中、障がい福祉に対するニーズは複雑多様化し、一人ひとりの生活をどのように支えていくかが大きな課題となっており、個々の状況に応じた生活支援・就業支援の提供が求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策については、町民の皆様においても生活様式の大きな変化に対応していただいております。

これらの事を踏まえ、今後は新型コロナウイルス感染症対策と地域福祉の両立が新たな課題であると考えております。

本計画では、誰もが相互に基本的人権と個性を尊重し、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるまちの実現のため、ノーマライゼーションの理念と地域共生社会の理念を基本とし、障がいのある人が社会の変化に対応しつつ、家庭、学校、地域社会、団体、企業、行政などにおいてそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力する体制を整え、一体となりながら推進していく指針が示されております。

町としても、多様性が認めあえる社会の実現のため、自立支援給付事業や地域生活支援事業など、一人ひとりのニーズに対応した生活環境を整え、より一層の生活支援や就業支援の充実を図り、障がい者も共に活躍できる社会の実現に向けて努力してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました障がい者福祉計画策定委員会委員の皆様、そしてアンケート調査やヒアリング調査にご協力いただいた町民の皆様及び関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進にあたりましても、より一層のご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月

野木町長 真瀬 宏子

もくじ

第1章 総論	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 国の基本指針について	4
第3節 計画の概要	6
第2章 野木町の現状	9
第1節 手帳所持者等の状況	11
第2節 アンケート及びヒアリング調査結果概要	17
第3章 第6期野木町障がい福祉計画・第2期野木町障がい児福祉計画	21
第1節 第6期野木町障がい福祉計画	23
第2節 障がい福祉サービスの見込量と今後の方策	30
第3節 第2期野木町障がい児福祉計画	50
第4節 障がい児向け福祉サービスの見込量と今後の方策	54
第4章 計画の推進	57
第1節 計画の推進体制	59
第5章 資料	61

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

町では、すべての人の基本的人権を尊重しながら、住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、「笑顔がある 温もりがある やさしさがある まちづくり」を基本目標として、平成18年に「第1期野木町障害福祉計画」、平成19年に「野木町障害者計画」を策定し、その後、障がい福祉計画は4度、障がい者計画は2度の見直しを行いました。また、平成30年には障がい児支援の為に「第1期野木町障がい児福祉計画」を新たに策定し、障がい者等施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

障がい者福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。こうした中、町では、障がいのある人が安心して暮らし続けられる環境を構築すべく、総合サポートセンター設置や、地域生活支援拠点等の整備、医療的ケア児への支援に向けた協議の場の設置に向けた取り組みなどを進めてきました。

このたび、「第5期野木町障がい福祉計画」・「第1期野木町障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、令和3年度から令和5年度の新たな計画である「第6期野木町障がい福祉計画」・「第2期野木町障がい児福祉計画」を策定します。

本計画は、国・県・他関連計画との整合性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを位置付け、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指すものです。

【SDGsの達成に向けた取り組み】

SDGsは、平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための目標」であり、我が国では、平成28年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ「SDGs実施方針」を策定しました。

町においてもSDGsの「誰一人取り残さない」という理念を踏まえた計画の策定、実現が求められています。

関連するSDGs



第2節 国の基本指針について

計画策定の根拠として、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定める基本指針については、厚生労働省による社会保障審議会の障がい者部会により協議され、令和2年5月末に公表されています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

①基本的理念

障害者総合支援法88条や児童福祉法33条の20の理念を踏まえつつ、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどに配慮し、総合的な計画を作成する。

②障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実、福祉施設から一般就労への移行等の推進などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

③相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援体制の構築、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障がい者等に対する支援、協議会の設置等の視点により取り組むことが必要である。

④障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

⑤障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、以下について目標を設定する。

- ・福祉施設の施設入所者の地域生活への移行
- ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障がい福祉サービス等の質の向上



第3節 計画の概要

1 計画の位置付け

(1)第3期野木町障がい者計画(平成30年度～令和5年度)

町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関、団体、事業者、町がそれぞれ自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」にあたるものです。

(2)第6期野木町障がい福祉計画・第2期野木町障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)

第6期野木町障がい福祉計画、第2期野木町障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人及び障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

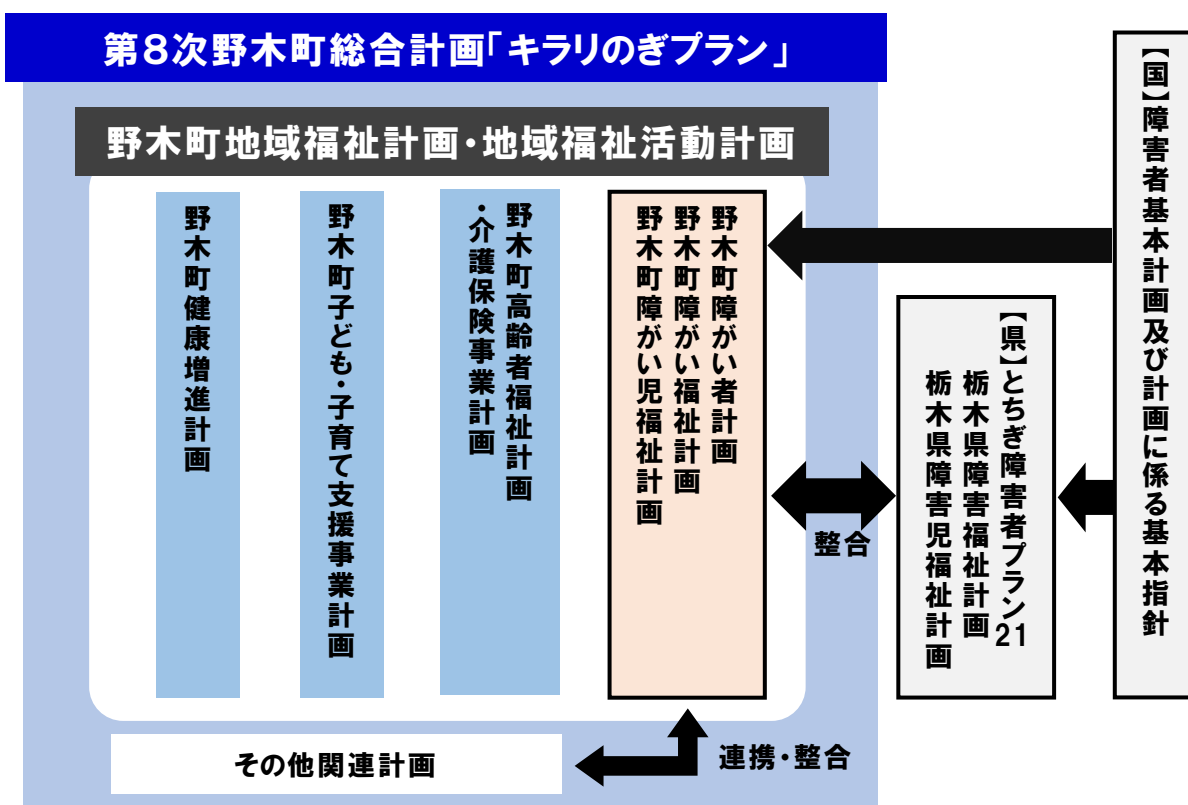
それぞれ、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたるものです。

(3)関連計画との調和

本計画は、国及び県が策定した関連計画と整合・連携を図るとともに、町の上位計画である第8次野木町総合計画「キラリのぎプラン」の部門別計画として位置付け、障がい者施策(障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画)を総合的かつ一体的、計画的に定めるものです。

また、地域福祉行政全体の総合的な計画で、分野横断的な福祉課題の取り組みを進める「野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の施策や目標を基本的に尊重しつつ、高齢者や子ども等、他関連計画との整合性に配慮しながら計画を進めていきます。

■国・県・他関連計画との関係



2 計画の期間

第3期野木町障がい者計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間となっています。

第6期野木町障がい福祉計画及び第2期野木町障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

また、これらの計画は、将来における法制度の改正や社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて変更または見直しを行います。

計画名 \ 年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
障害者基本計画(国)	第4次					第5次
栃木県障害福祉計画	第5期計画			第6期計画		
栃木県障害児福祉計画	第1期計画			第2期計画		
野木町総合計画	第8次					
野木町障がい者計画	第3期計画					
野木町障がい福祉計画	第5期計画			第6期計画		
野木町障がい児福祉計画	第1期計画			第2期計画		

3 計画の対象

障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる町民の理解と協力が必要であることから、全町民を計画の対象とします。

《本計画における障がいのある人とは》

- ・身体障害者福祉法に規定する18歳以上の身体障がい者
- ・知的障害者福祉法に規定する18歳以上の知的障がい者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する18歳以上の精神障がい者（発達障がい者を含む）
- ・身体に障がいのある子ども、知的障がいのある子ども、精神に障がいのある子ども（発達障がいを含む）
- ・児童福祉法に規定する障がい児
- ・指定難病患者
- ・小児慢性特定疾病患者
- ・その他、手帳等の有無に関わらず、心身の機能の障がいによって社会生活の中でなんらかの不自由な状態にある人

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、精神障がい者の精神病床における1年以上長期入院者を対象としたアンケート調査及び医療的ケア児をもつ保護者を対象としたヒアリング調査を実施しました。

また、障がい福祉に関する団体・障がい者施設事業者・関係機関の代表者・学識経験者等から意見を聞く「野木町障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定に関する検討と計画に対する意見・要望の集約を行いました。

さらに、本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、パブリックコメントを令和3年1月13日～2月12日に実施しました。

第2章 野木町の現状

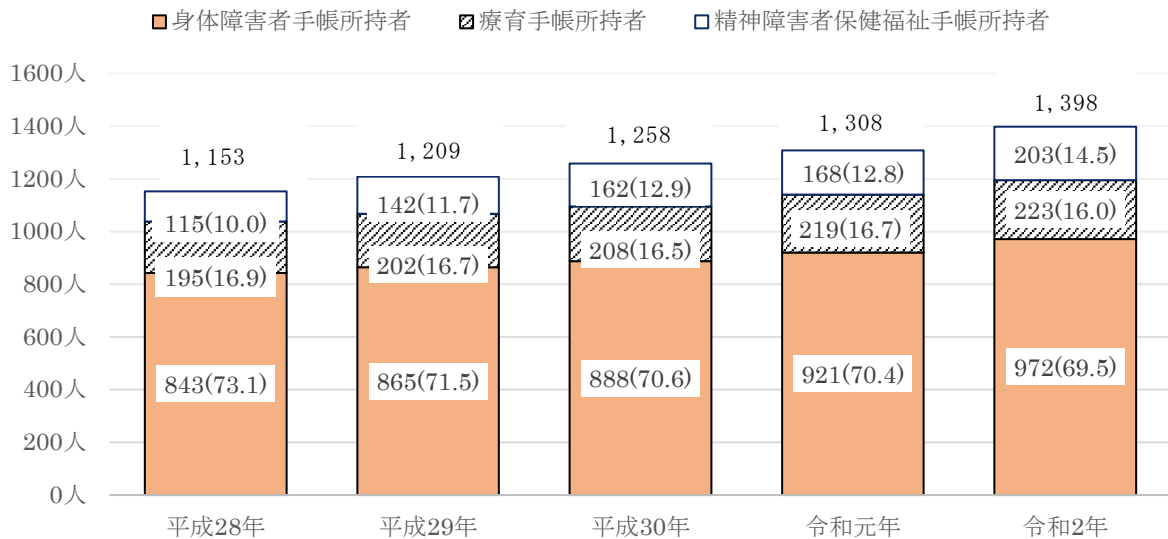
第1節 手帳所持者等の状況

1 各手帳所持者数等の推移

各手帳所持者数は増加し、令和2年では1,398人となっています。

各手帳所持者の構成比をみると、身体障害者手帳所持者が全体のおおよそ70%を占めています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者の全体に占める割合が増加しています。

■各手帳所持者数の推移
単位：人(%)



資料：栃木県総合相談所・県南健康福祉センター(各年4月1日現在)

上段：人数(人)、下段：構成比(%)

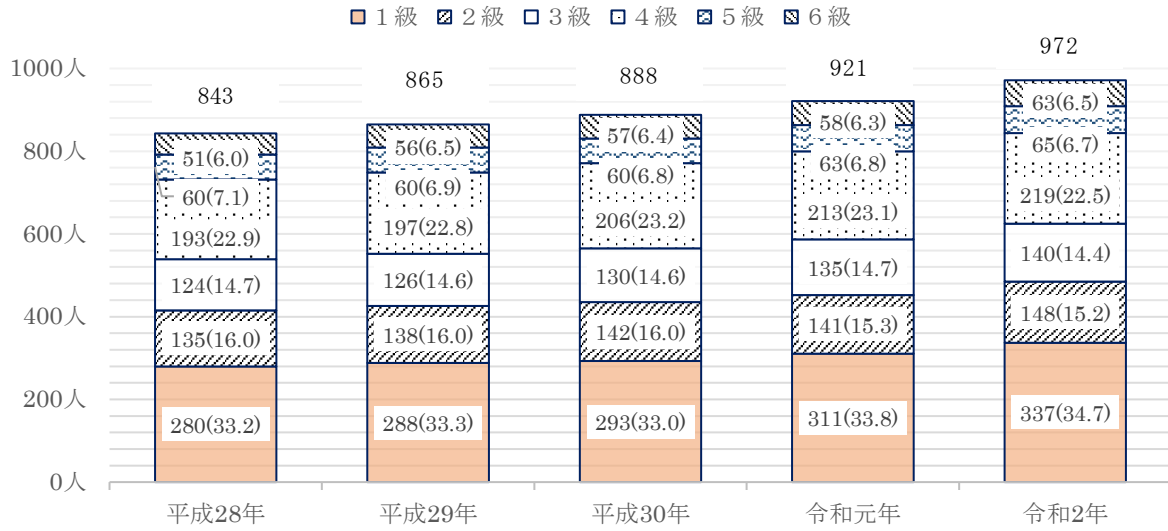
区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳所持者	843 73.1	865 71.5	888 70.6	921 70.4	972 69.5
療育手帳所持者	195 16.9	202 16.7	208 16.5	219 16.7	223 16.0
精神障害者保健福祉手帳所持者	115 10.0	142 11.7	162 12.9	168 12.8	203 14.5
合計	1,153 100.0	1,209 100.0	1,258 100.0	1,308 100.0	1,398 100.0

2 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、平成28年以降増加し、令和2年は972人となっています。

等級別の構成比をみると、1級の割合が最も高く、全体の30%以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】
単位：人(%)



資料：栃木県総合相談所(各年4月1日現在)

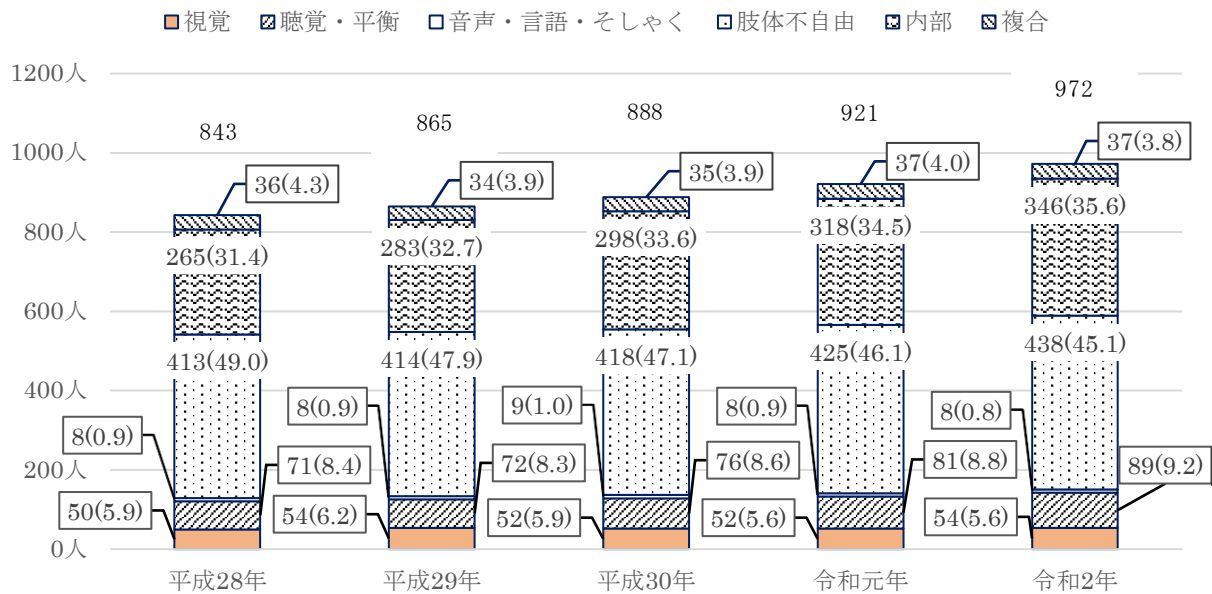
上段：人数(人)、下段：構成比(%)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級	280	288	293	311	337
	33.2	33.3	33.0	33.8	34.7
2級	135	138	142	141	148
	16.0	16.0	16.0	15.3	15.2
3級	124	126	130	135	140
	14.7	14.6	14.6	14.7	14.4
4級	193	197	206	213	219
	22.9	22.8	23.2	23.1	22.5
5級	60	60	60	63	65
	7.1	6.9	6.8	6.8	6.7
6級	51	56	57	58	63
	6.0	6.5	6.4	6.3	6.5
合計	843	865	888	921	972
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

身体障害者手帳所持者を部位別にみると、肢体不自由が最も多く、令和2年では438人となっています。

部位別の構成比をみると、肢体不自由の割合が45%以上で推移しています。また、内部の割合が年々高くなり、令和2年では肢体不自由に次いで35.6%となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移【部位別】
単位:人(%)



資料:栃木県総合相談所(各年4月1日現在)

上段:人数(人)、下段:構成比(%)

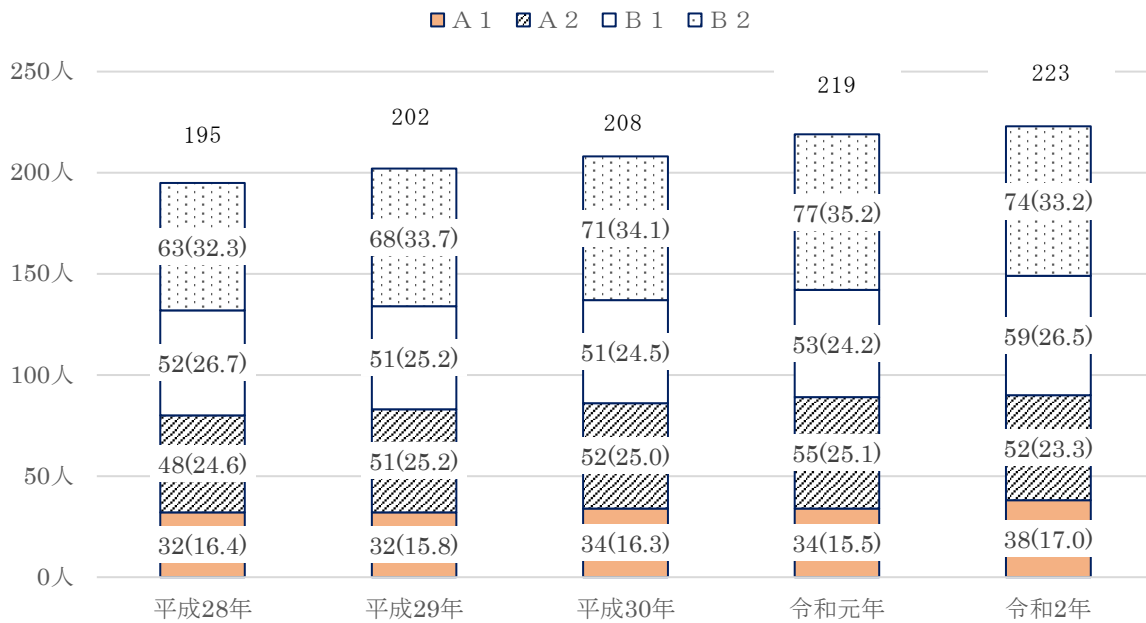
区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
視覚	50	54	52	52	54
	5.9	6.2	5.9	5.6	5.6
聴覚・平衡	71	72	76	81	89
	8.4	8.3	8.6	8.8	9.2
音声・言語・そしゃく	8	8	9	8	8
	0.9	0.9	1.0	0.9	0.8
肢体不自由	413	414	418	425	438
	49.0	47.9	47.1	46.1	45.1
内部	265	283	298	318	346
	31.4	32.7	33.6	34.5	35.6
複合	36	34	35	37	37
	4.3	3.9	3.9	4.0	3.8
合計	843	865	888	921	972
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

3 療育手帳所持者

療育手帳所持者数は年々増加し、令和2年は223人で、平成28年から14.4%(28人)増となっています。

障がい区分別の構成比をみると、大きな変動はありません。

■療育手帳所持者数の推移【障害区分別】
単位:人(%)



資料：県南健康福祉センター(各年4月1日現在)

上段：人数(人)、下段：構成比(%)

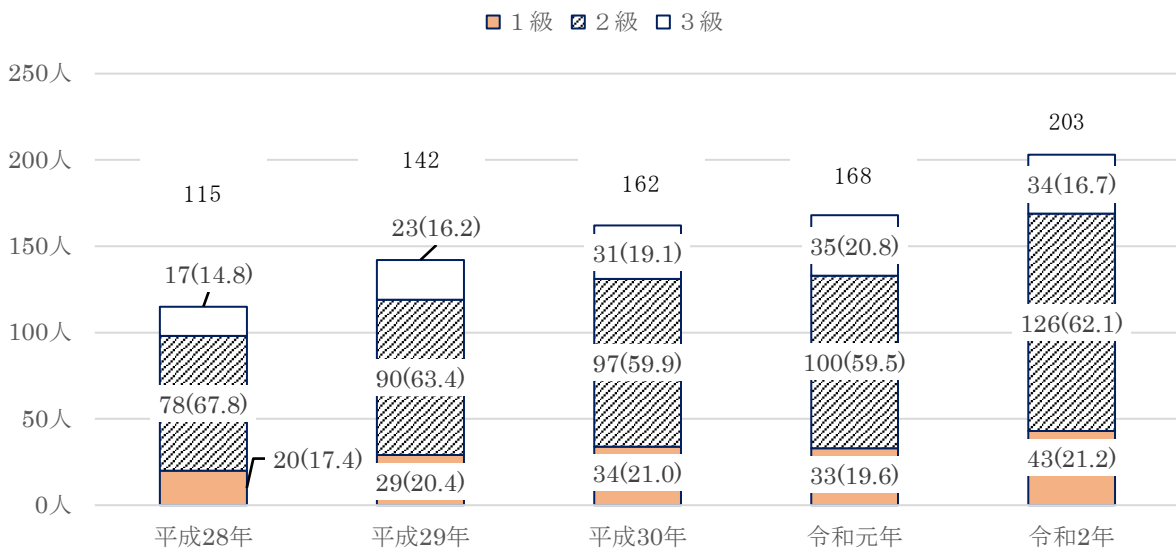
区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
A 1	32	32	34	34	38
	16.4	15.8	16.3	15.5	17.0
A 2	48	51	52	55	52
	24.6	25.2	25.0	25.1	23.3
B 1	52	51	51	53	59
	26.7	25.2	24.5	24.2	26.5
B 2	63	68	71	77	74
	32.3	33.7	34.1	35.2	33.2
合計	195	202	208	219	223
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

4 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和2年は203人で、平成28年から76.5%(88人)増となっています。

等級別割合をみると、2級の割合が最も高く、全体の60%以上占めており、次いで1級が20%以上を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】
単位:人(%)



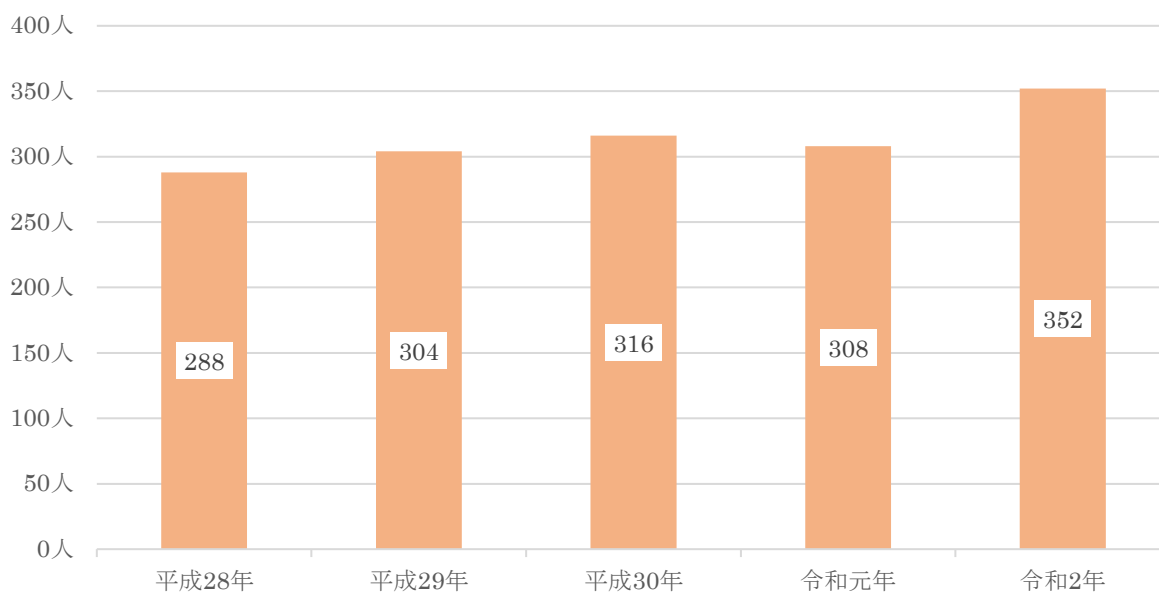
資料：県南健康福祉センター(各年4月1日現在)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級	20	29	34	33	43
	17.4	20.4	21.0	19.6	21.2
2級	78	90	97	100	126
	67.8	63.4	59.9	59.5	62.1
3級	17	23	31	35	34
	14.8	16.2	19.1	20.8	16.7
合計	115	142	162	168	203
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

5 自立支援医療(精神通院)受給者

自立支援医療(精神通院)受給者数は増加し、令和2年は352人で、平成28年から22.2%(64人)増となっています。

■自立支援医療【精神通院】受給者数の推移（医療機関変更を含む）



資料：県南健康福祉センター（各年4月1日現在）



第2節 アンケート及びヒアリング調査結果概要

1 調査概要

本計画の策定にあたって、精神科病院に長期入院している方を対象とした、退院に関するアンケート調査を実施し、医療的ケア児の保護者からは日常生活の状況から災害時の対応、さらに障がい福祉に関する要望・意見等を聴取するため、ヒアリング調査実施しました。

2 アンケート調査結果からみる課題

■実施概要【アンケート調査】

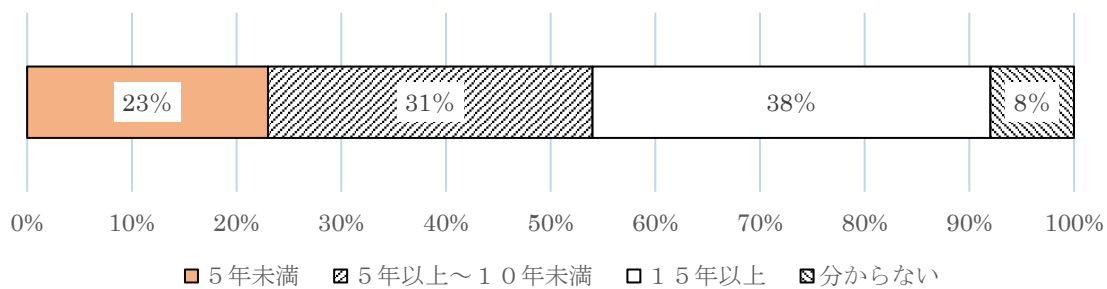
区分	内容
調査対象者	野木町に住所のある1年以上精神科病院に入院している方
調査項目	性別、年齢、病識、入院期間、入院形態、退院希望の有無、退院希望の場合どのような生活をしたいのか、退院したくない場合はその理由、病院外の生活への興味関心の有無
日程	令和2年10月～12月

現在把握している野木町在住で1年以上精神科病院に入院している方が30名おり、近隣市町に25名入院していることがわかりました。そこで、医療機関にご協力いただき、アンケートを実施しました。

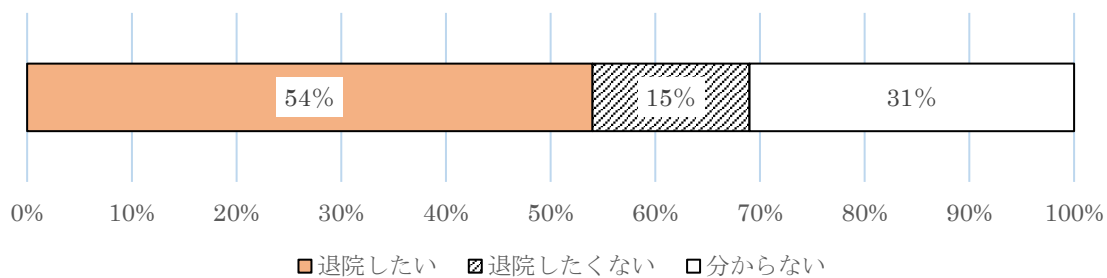
アンケートでは、入院期間や退院希望の有無などについて伺いました。その結果、「入院期間15年以上」、「退院したい」、「病院外の生活に興味・関心がある」と回答した方が多く見られました。この回答から、本人は退院を希望しているものの、実際退院には結びつかない現状が浮かび上がりました。そして、退院を希望する方の多くが病院外の生活に興味・関心があると回答した反面、退院を拒否していたり、迷っている人もいることがわかりました。このことから、病院外の生活に興味・関心を持ってもらうことで、退院後の生活をイメージしやすくなり、退院を希望する気持ちに変化することも考えられました。

今後、入院している方たちに病院外の生活に興味・関心を持ってもらうにはどのような取り組みが必要なのかを野木町障がい者自立支援協議会、相談支援事業所、病院関係者を含めて検討していきたいと考えています。また、病院に出向いて患者や病院関係者と面談をして、より顔が見える関係づくりができればと考えています。こうした取り組みから、精神障がいのある人が安心して暮らすことのできる包括ケアシステムの構築に向けた整備を進めていきます。

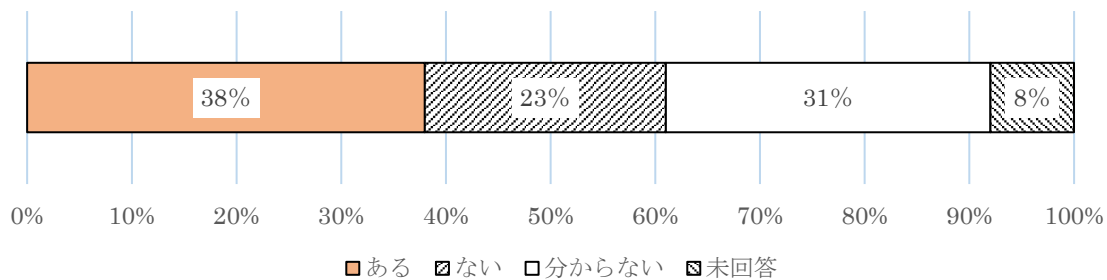
■現在の病院に入院している期間について



■病院から退院希望について



■病院外の生活に興味・関心について



3 ヒアリング調査結果からみる課題

■実施概要【ヒアリング調査】

区分	内容
調査対象者	医療的ケア児の保護者
調査項目	日常生活の状況(医療的ケアの状況)、生活で困っていること、困ったときの相談先、災害時の対応、安全・安心見守りネットワークの登録状況、福祉サービスの利用状況と要望、地域でのつながり、行政への意見
日程	令和2年11月～12月

(1) 日常の生活について

- 子どもの医療的ケアを行うため、外出時間の確保が難しいことから、町の事務手続きの簡略化や郵送での対応などが求められています。
- 日常の生活で困った際の相談先として、家族以外で多かった順に、訪問看護、主治医、理学療法士、学校の先生、友人などがあげられたことから、まずは訪問看護と情報共有をしたうえで、医療的ケア児とその保護者の把握及び同じ方向性をもった関わりが必要と考えられます。

(2) 災害時の対応について

- 持続吸引器はバッテリーが内蔵されているものと携帯用の乾電池式のものを使用していて、乾電池を備蓄している家庭やキャンプ用のバッテリーを常備している家庭がありました。ただ、長時間の停電には耐えられないため不安であるとの意見やバッテリーをレンタルできるシステムが欲しいとの意見が聞かれたことから、バッテリーの確保を含めた対策を整備していくことが求められています。
- 避難先として、指定避難所、病院、事業所、実家などの意見があがった一方で、感染症のリスクを考えると自宅に残る選択を考えているという意見もあったことから、訪問看護はもちろんのこと、病院、福祉避難所、社会福祉協議会などを含めた関係機関と避難時の対応を検討していく必要があります。

(3) 地域でのつながりについて

- あいさつ程度の近所付き合いとの話があり、地域でのつながりを築きにくいことも考えられることから、町の安全・安心見守りネットワーク等を活用し、地域で助け合える関係づくりを構築する必要があります。また、地域で安心して暮らしていけるようコーディネーターの配置を含めた支援体制の整備を進めていきます。
- 町の広報や講演会等、多くの町民の目に留まる場所での障がいについての啓発を行い、地域住民の理解を一層促進していきます。

(4)行政への意見について

- 特別支援学校やかかりつけの病院が、遠方にあることが不自由に感じている方がおり、移動距離に関する対策が求められています。
- 県の一時的入院支援事業の申請希望が通るようにしてほしいとの話があり、保護者のレスパイトの目的を含めた預け先の確保が求められています。



**第3章 第6期野木町障がい福祉計画・
第2期野木町障がい児福祉計画**

第1節 第6期野木町障がい福祉計画

1 第6期野木町障がい福祉計画の位置付け

第6期野木町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、令和3年度から令和5年度までを期間とする、町の障がい福祉計画です。

国の基本指針及び栃木県障害福祉計画(第6期計画)・栃木県障害児福祉計画(第2期計画)の令和5年度の目標に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。

2 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

(1)施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで令和5年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定は、以下の2点を基本としています。

【国】

- ① 令和元年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。
- ② 令和元年度末の施設入所者数を1.6%以上削減する。

県では、県の福祉施設の入所者は、全国平均に比べ重度者の割合が高い等の事情から、目標値は、国の目標値の算出方法に準ずるとともに、県の特殊事情を勘案して算出しています。町では上記の事情を勘案した県の考え方に従い、目標値を定めています。

【県】

- ① 令和元年度末の施設入所者数の約1.5%を地域生活へ移行する。
- ② 令和元年度末の施設入所者数を現状維持とする。

町における令和元年度末の施設入所者数は28人となっています。

そのため、令和5年度末において、施設入所者を1名以上地域移行するとともに、施設入所者数を現状維持とし、この実現に向け、地域生活支援拠点等の整備・充実などにより、地域生活を希望される方が安心してくらす環境を構築していきます。

☆現状値

項目	現状	備考
施設入所者数	28人	・令和元年度末時点の利用人数

★目標値

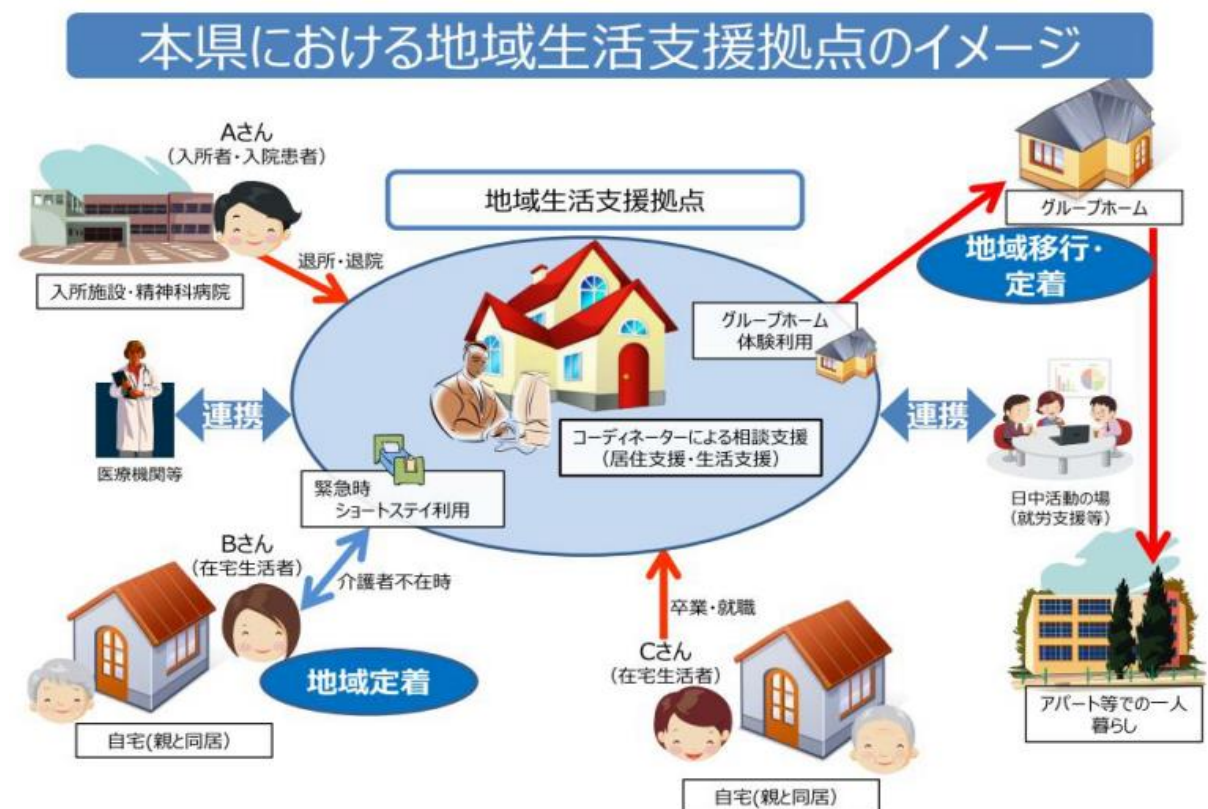
項目	目標	県の考え方
地域生活移行者数	1人 (約1.5%)	・令和元年度末施設入所者数の約1.5%を地域生活へ移行
施設入所者数	28人 現状維持	・施設入所者数を令和元年度末時点から現状維持

(2)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

県では、市町の区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点等の体制が整備されるよう市町の取り組みを支援するとしていますが、地域の実情に応じ複数市町が共同で実施する体制整備も可能とするとしています。

町では、令和元年度に1事業所と契約し、整備済です。今後につきましては、実情を勘案し、機能の充実のため、野木町障がい者自立支援協議会等を活用し、運用状況の検証及び検討します。



(3)精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針及び県の目標では次の3点を目標値として設定することとしています。

- ① 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
316日以上
- ② 精神病床における1年以上長期入院患者数
平成30年度から約28.5%～38.4%減
- ③ 精神病床における早期退院率
【入院後3か月時点(69%以上)、6か月時点(86%以上)、1年時点(92%以上)】

町においては、第5期野木町障がい福祉計画に基づき設置した協議の場を活用し、精神障がいのある人が安心して暮らすことのできる包括ケアシステムの構築に向けた検討・整備を進めています。

そのため、令和5年度の保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を2回、参加者数32人、目標設定及び評価実施回数1回を目標とします。また、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、令和5年度の地域移行支援の利用者数を3人、地域定着支援の利用者数を2人、共同生活援助の利用者数を13人、自立生活援助の利用者数を1人とすることを目標とします。

☆現状値

項目	現状	備考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	・令和元年度の保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者延べ参加者数	16人	・令和元年度の保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	・令和元年度の保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2人	・令和元年度の精神障がい者の地域移行支援の利用者数
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	・令和元年度の精神障がい者の地域定着支援の利用者数
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	10人	・令和元年度の精神障がい者の共同生活援助の利用者数
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	・令和元年度の精神障がい者の自立生活援助の利用者数

★目標値

項目	目標	国及び県の考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	<ul style="list-style-type: none"> 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場に関する見込みを設定
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者延べ参加者数	32人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	3人	<ul style="list-style-type: none"> 各サービスについて、現に利用している精神障がい者の人数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち各サービスの利用が見込まれる者の人数等を勘案し、見込みを設定
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2人	
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	13人	
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	

(4)福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針及び県の目標では、令和5年度末における福祉施設から一般就労への移行についての目標では次の3点を目標値として設定することとしています。

- ① 一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍以上
(うち、移行支援事業：1.30倍以上、就労A型：1.26倍以上、就労B型：1.23倍以上)
- ② 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用
- ③ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上

町では、国、県の考え方に沿って、令和5年度末の一般就労への移行者数を4人、就労移行支援事業所から一般就労への移行者数を2人、就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数1人、就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数1人とします。また、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

さらに、福祉施設から一般就労への移行等を図るため、課題の把握と分析をするとともに、具体的な支援の方策を検討します。

☆現状値

項目	現状	備考
一般就労移行者数	1人	・令和元年度に福祉施設から一般就労への移行者数
就労移行支援から一般就労移行者数	1人	・令和元年度に就労移行支援事業所から一般就労への移行者数
就労継続支援A型から一般就労移行者数	0人	・令和元年度に就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数
就労継続支援B型から一般就労移行者数	0人	・令和元年度に就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数

★目標値

項目	目標	国・県の考え方
一般就労移行者数	4人	・令和元年度実績の1.27倍
就労移行支援から一般就労移行者数	2人	・令和元年度実績の1.30倍
就労継続支援A型から一般就労移行者数	1人	・令和元年度実績の1.26倍
就労継続支援B型から一般就労移行者数	1人	・令和元年度実績の1.23倍
就労定着支援事業の利用割合	7割	・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割	・就労定着支援事業所のうち、令和5年度中の就労定着率8割以上の事業所が全体の7割以上

(5)相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針及び県の目標では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的専門的な相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこととしています。

町では、様々な障がい種別やニーズに対応できる相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者との連携を強化し、相談支援体制の充実に取り組みます。

☆現状値

項目	現状	備考
総合的・専門的な相談支援実施の有無	体制有	・令和元年度の総合的・専門的な相談支援の実施の有無
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	33件	・令和元年度の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	・令和元年度の相談支援事業者の人材育成の支援件数
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	36回	・令和元年度の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数

★目標値

項目	目標	国及び県の考え方
総合的・専門的な相談支援実施の有無	体制有	・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無を見込む
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	40件	・地域の相談支援に関する各種件数及び回数を見込みを設定
相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	36回	

(6)障がい福祉サービス等の質の向上

国の基本指針及び県の目標では、障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要な障がい福祉サービス等を提供していくために、都道府県が実施する研修の活用や適切な指導監査を実施することで、障がい福祉サービスの質の向上に取り組むこととしています。

町では、県が実施する研修などについて、民間事業者への周知・啓発を行い、支援員のサービスの質の向上に取り組みます。

☆現状値

項目	現状	備考
障がい福祉サービス等に係る研修への町職員の参加人数	1人	・令和元年度に都道府県が実施した障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及び実施回数	体制無 0回	・令和元年度に障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有回数

★目標値

項目	目標	国及び県の考え方
障がい福祉サービス等に係る研修への町職員の参加人数	2人	・都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加人数の見込みを設定
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及び実施回数	体制有 1回	・審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定

第2節 障がい福祉サービスの見込量と今後の方策

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスです。

月利用者数及び月利用量は減少していますが、障がいのある人の増加、高齢化や障がいの重度化により、今後増加すると見込み、見込量を設定します。

■居宅介護の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		20 (13)	18 (14)	16 (15)	18	19	20
月利用量(時間)		313 (234)	216 (252)	144 (270)	234	247	260
一人あたり月利用量(時間)		15.7 (18.0)	12.0 (18.0)	9.0 (18.0)	13.0	13.0	13.0

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人または重度の知的障がい・精神障がいのある人で、常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

このサービスでは、生活全般について介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。

現在利用実績はありませんが、障がいのある人の増加、高齢化や障がいの重度化により、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

■重度訪問介護の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	1	1	1
月利用量(時間)		0 (0)	0 (0)	0 (20)	20	20	20
一人あたり月利用量(時間)		0 (0)	0 (0)	0 (20.0)	20.0	20.0	20.0

(3)同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護の他、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。また、外出先での情報提供や代読、代筆なども必要に応じて行います。

月利用者数及び月利用量ともに見込量を下回る状況となっていますが、視覚障がいのある人の増加や重度化により、微増するものとして見込量を設定します。

■同行援護の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		6 (7)	7 (7)	6 (8)	7	8	8
月利用量(時間)		88 (98)	79 (98)	66 (112)	91	104	104
一人あたり月利用量(時間)		14.7 (14.0)	11.3 (14.0)	11.0 (14.0)	13.0	13.0	13.0

(4)行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護の他、行動する際に必要な援助を行います。

障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。

月利用者数及び月利用量ともに見込量を下回る状況となっていますが、障がいのある人の増加、高齢化や障がいの重度化により、微増するものとして見込量を設定します。

■行動援護の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		1 (1)	1 (2)	1 (2)	1	2	2
月利用量(時間)		4 (2)	2 (5)	1 (6)	3	6	6
一人あたり月利用量(時間)		4 (2.0)	2 (2.0)	1 (3.0)	3.0	3.0	3.0

(5)重度障がい者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、最重度の障がいのある人でも地域で生活が続けられるよう支援します。

現在利用実績はありませんが、障がいのある人の増加、高齢化や障がいの重度化により、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

■重度障がい者等包括支援の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	1	1	1
月利用量(時間)		0 (0)	0 (0)	0 (20)	20	20	20
一人あたり月利用量(時間)		0 (0)	0 (0)	0 (20.0)	20.0	20.0	20.0

訪問系サービスの今後の方策

- 居宅介護や同行援護等において増加するニーズに対応するため、サービス提供事業所や人材の確保に努め、サービスの質・量の充実を図ります。
- 利用者の特性や状態に合った適切なサービス利用につなげられるよう、相談支援事業所やサービス提供事業所等の関係機関との連携強化に努めます。

2 日中活動系サービス

(1)生活介護

障がい者支援施設等などで、常に介護を必要とする人に対して、主に日中において入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障がいのある人の社会参加を支援します。

月利用者数及び月利用量ともに見込量を下回る状況となっておりますが、実績を元に微増するものとして見込量を設定します。また、高齢化や障がいの重度化などの状況を踏まえ、重症心身障がいのある人への対応を図っていきます。

■生活介護の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		63 (64)	65 (66)	65 (68)	66	68	70
月利用量(日)		1,293 (1,344)	1,330 (1,386)	1,369 (1,428)	1,386	1,428	1,470
一人あたり月利用量(日)		20.5 (21.0)	20.5 (21.0)	21.1 (21.0)	21.0	21.0	21.0

(2)自立訓練(機能訓練)

身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法や生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

このサービスでは、実践的なトレーニングを中心に一定期間を決めて行い、障がいのある人などの地域生活への移行を支援します。

現在利用実績はありませんが、障がいのある人の増加、高齢化や障がいの重度化に伴い、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

■自立訓練(機能訓練)の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		0 (0)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
月利用量(日)		0 (0)	0 (12)	0 (12)	12	12	12
一人あたり月利用量(日)		0 (0)	0 (12.0)	0 (12.0)	12.0	12.0	12.0

(3)自立訓練(生活訓練)

知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所に通所での利用または、居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、などの支援を行います。

このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた人などを対象に、地域生活を送る上で身につけなければならない基本的なことを中心に訓練を行い、地域生活への移行を支援します。

月利用者数、月利用量が見込みより下回る状況となっていますが、長期入所、長期入院している方の利用があると見込み、見込量を設定します。

■自立訓練(生活訓練)の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		3 (1)	2 (2)	1 (3)	2	3	4
月利用量(日)		46 (20)	17 (40)	17 (60)	28	42	56
一人あたり月利用量(日)		15.3 (20.0)	8.5 (20.0)	17.0 (20.0)	14.0	14.0	14.0

■宿泊型自立訓練の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		0 (1)	0 (1)	0 (2)	1	1	1
月利用量(日)		0 (30)	0 (30)	0 (60)	30	30	30
一人あたり月利用量(日)		0 (30.0)	0 (30.0)	0 (30.0)	30.0	30.0	30.0

(4)就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適正に見合った職場への就労と定着を目指します。

月利用者数、月利用量は、年度によってばらつきがある状況となっています。

障がい者の法定雇用率の引き上げや、働きやすい環境の整備の促進を背景に今後も利用の進展が見込まれることから、増加するものとして見込量を設定します。

■就労移行支援の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		3 (3)	6 (4)	4 (5)	7	8	9
月利用量(日)		58 (57)	87 (80)	53 (100)	105	120	135
一人あたり月利用量(日)		19.3 (19.0)	14.5 (20.0)	13.3 (20.0)	15.0	15.0	15.0

(5)就労継続支援(A型)

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が向上した人は、一般就労への移行を目指します。

月利用者数、月利用量は見込量を上回り増加傾向となっています。

障がい者雇用の促進に伴い、A型を利用する障がい者のうち、一般就労へ移行される方も見込まれる一方で、今後も一般就労へ向けてA型の利用が見込まれることから、実績を元に増加するものとして見込量を設定します。

■就労継続支援(A型)の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		10 (8)	13 (10)	15 (12)	16	17	18
月利用量(日)		172 (168)	229 (210)	285 (252)	304	323	342
一人あたり月利用量(日)		17.2 (21.0)	17.6 (21.0)	19.0 (21.0)	19.0	19.0	19.0

(6)就労継続支援(B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指します。

月利用者数及び月利用量ともに見込量を上回る実績となっています。

今後も増加が続くと見込み、見込量を設定します。

■就労継続支援(B型)の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		38 (32)	48 (34)	52 (36)	54	56	58
月利用量(日)		741 (576)	902 (612)	1,015 (648)	1,053	1,092	1,131
一人あたり月利用量(日)		19.5 (18.0)	18.8 (18.0)	19.5 (18.0)	19.5	19.5	19.5

(7)就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行います。

月利用者数及び月利用量ともに見込量を下回る状況となっておりますが、平成30年度に新設されたサービスであり、今後サービスの浸透とともに、障がい者雇用の促進により需要の増加があると見込み、見込量を設定します。

■就労定着支援の見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		0 (1)	1 (1)	0 (2)	2	2	2
月利用量(日)		0 (4)	1 (4)	0 (8)	2	2	2
一人あたり月利用量(日)		0 (4.0)	1.0 (4.0)	0 (4.0)	1.0	1.0	1.0

(8)療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に日中において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスをあわせて提供します。

月利用者数が、見込量をやや下回る状況となり、横ばいとなっています。今後も同等の利用と見込み、見込量を設定します。

■療養介護の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		2 (3)	2 (3)	2 (3)	2	2	2

(9)短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行っている人が、病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の他、必要な介護を行います。

このサービスは、介護者にとってのレスパイト(休息)としての役割も担っています。

月利用者数及び月利用量ともに見込量を下回る状況となっていますが、介護者の高齢化などの現状の変化を踏まえ、実績を元に微増するものとして見込み、見込量を設定します。

■短期入所の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		9 (6)	9 (8)	9 (10)	10	10	11
月利用量(日)		68 (48)	45 (64)	53 (80)	60	60	66
一人あたり月利用量(日)		7.6 (8.0)	5.0 (8.0)	5.9 (8.0)	6.0	6.0	6.0

■医療系短期入所の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		1 (0)	1 (1)	1 (2)	2	2	2
月利用量(日)		2 (0)	1 (3)	1 (6)	4	4	4
一人あたり月利用量(日)		2.0 (0)	1.0 (3.0)	1.0 (3.0)	2.0	2.0	2.0

日中活動系サービスの今後の方策

- 就労系のサービスについて、利用者の特性や能力に応じたサービスにつなげられるよう、相談支援事業所やサービス提供事業所等との連携強化に努めます。
- 就労支援について、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関、企業等との連携を図り、一般就労につなげられる体制の整備に努めます。
- 療養介護について、提供可能な事業所が限られているため、サービスが必要な方に速やかに提供できるよう、事業所の確保が求められています。
- 短期入所について、親亡き後を見据えた利用促進や、医療的ケアに対応できる事業所の確保が求められています。また、地域生活支援拠点事業において、1事業所整備していますが、今後ニーズに合わせて急な短期入所の利用にも対応できる体制を検討し、整備します。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活への必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による対応を行います。

障がいのある人が安心して地域で生活することができるよう地域生活を支援する事業となります。

現在利用実績はありませんが、平成30年に新設されたサービスであるため制度の浸透により、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

■ 自立生活援助の見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		0 (1)	0 (2)	0 (2)	1	1	1

(2) 共同生活援助(グループホーム)

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴や排せつ、食事の介助、その他の日常生活上の援助を行います。

このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。

月利用者数が見込量を下回る状況となっていますが、年々増加していることから実績を元に増加を見込み、見込量を設定します。

■ 共同生活援助の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		28 (30)	30 (33)	33 (37)	34	35	36

(3)施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言ほか、必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護などの日中活動とあわせて、夜間等におけるサービスを提供することで障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

実績は見込量を上回り、第5期障がい福祉計画値の入所者数の削減目標を達成できていない状況にあります。今後も地域での包括的な支援体制を構築及び入所者の地域移行の促進を図り、第6期障がい福祉計画に掲げる施設入所者の地域生活への移行に関する目標値を踏まえ、見込量を設定します。

■施設入所支援の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		28 (26)	28 (25)	28 (24)	28	28	28

居住系サービスの今後の方策

- 平成30年4月から実施されている自立生活援助について、定期的な巡回訪問や随時の対応など、必要なサービス提供の体制の構築に努めます。
- 共同生活援助について、自宅での生活が困難となった障がいのある人や、施設を退所して地域への生活に移行する障がいのある人の受け入れ先として、今後整備することが重要となります。サービスの確保のために、事業者との情報交換や連携を図ります。
- 施設入所支援について、必要な人が利用できるよう施設と連携をとり、サービスの確保に努めます。また、地域での包括的な支援体制を構築することで、入所者の地域移行の促進を図ります。

4 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障がいのある人の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援を行います。支給決定後は利用状況の確認や必要に応じた見直し等(モニタリング)を行うことにより、継続的な支援を実施していきます。

月利用件数は増加傾向にあり、今後も増加すると見込み、見込量を設定します。

■ 計画相談支援の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用件数(件)		25 (28)	31 (29)	32 (31)	35	40	45

(2) 地域移行支援

障がい者支援施設に入所している障がいのある人や精神科に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

年間利用者数は見込量と同等となっています。

第6期障がい福祉計画に掲げる入所者数の削減に関する目標値を踏まえ、見込量を設定します。

■ 地域移行支援の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年間利用者数(人)		2 (1)	2 (2)	2 (2)	4	5	6

(3)地域定着支援

単身者あるいは家庭の状況により同居している家族からの支援を受けられない障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

年間利用者数は、見込量と同等となっています。今後も増加すると見込み、見込量を設定します。

■地域定着支援の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年間利用者数(人)		0 (0)	1 (1)	1 (1)	4	5	6

相談支援サービスの今後の方策

- 計画相談支援について、適切な利用計画の作成やサービスの提供ができるよう、事業所や人材の確保が求められています。
- 野木町総合サポートセンターで、障がい者相談支援において、関係機関との連携体制を整備すると共に、地域移行・地域定着支援の課題を把握し、必要な支援について検討を進めていきます。



5 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条において市町村を実施主体として法定化された事業です。

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施する事業です。障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(1)理解促進研修・啓発事業

ヘルプマークの普及や障害者週間等の広報での周知などを通じて、障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」を除くため、地域の理解を深めるための啓発等を行います。

(2)自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組み(ボランティア、ピアサポート、災害対策など)を支援します。

(3)相談支援事業

障がいのある人やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。

年間実施件数は、今後も増加傾向が続くと見込み、見込量を設定します。

■相談支援事業の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年間実施件数(件)		2,281 (2,507)	2,556 (2,582)	2,659 (2,659)	2,739	2,821	2,906

(4)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者・精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費(登録手数料、鑑定費用など)を助成するサービスです。

現在実績はありませんが、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

■成年後見制度の助成の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年間助成件数(件)		0	0	0	1	1	1

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援するサービスです。

(6)コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳者等を派遣する事業によって、きめ細やかな対応ができるよう支援します。

①手話通訳者派遣事業

聴覚障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。

手話通訳者派遣実利用人数は見込量を上回り、今後も同等程度利用があると見込み、見込量を設定します。

②要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

要約筆記者派遣の利用実績はありませんが、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

■意思疎通支援事業の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
手話通訳者派遣 ・実利用人数(人)		2 (2)	4 (3)	4 (3)	4	4	4
要約筆記者派遣 ・実利用人数(人)		0 (0)	0 (1)	0 (1)	1	1	1

(7)日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るための用具を必要とする障がいのある人に対して給付します。
今後も緩やかに増加または同等程度と見込み、利用実績を元に見込量を設定します。

①介護・訓練支援用具

障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある子どもが訓練に用いているいす等の用具です。

②自立生活支援用具

障がいのある人の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具です。

③在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具です。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等の、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具です。

⑤排泄管理支援用具

ストーマ用装具等の障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品です。

⑥住宅改修費

手すりの取付け、床段差の解消等、障がいのある人の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用です。

■日常生活用具給付事業の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
介護・訓練支援用具 年間支給件数(件)		1 (1)	1 (2)	3 (2)	3	3	3
自立生活支援用具 年間支給件数(件)		1 (2)	1 (2)	1 (2)	2	2	2
在宅療養等支援用具 年間支給件数(件)		4 (4)	5 (4)	2 (4)	4	4	4
情報・意思疎通支援用具 年間支給件数(件)		3 (2)	1 (2)	2 (2)	2	2	2
排泄管理支援用具 年間支給件数(件)		667 (757)	678 (810)	702 (866)	705	711	718
住宅改修費 年間支給件数(件)		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
合計(件)		677 (767)	687 (821)	711 (877)	717	723	730

(8)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。現在は、小山市、下野市と合同で手話通訳者等養成研修を実施しています。今後も実績と同等程度と見込み、見込量を設定します。

■手話奉仕員養成研修事業の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
手話奉仕員養成研修 終了者数(人)		1	2	1	2	2	2

(9)移動支援事業

障がいにより移動が困難な人が充実した日常生活を営むことができるようヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。年度ごとに実績のばらつきがありますが、利用実績を元に見込量を設定します。

■移動支援事業の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年間利用者数(人)		14 (17)	11 (18)	13 (19)	13	14	15
年間延利用時間(時間)		594 (612)	529 (648)	439 (684)	559	602	645
年間一人当たり 利用時間(時間)		42.4 (36.0)	48.1 (36.0)	33.8 (36.0)	43.0	43.0	43.0



(10)地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。年度ごとに実績のばらつきがありますが、利用実績を元に見込量を設定します。

■地域活動支援センター事業の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
事業所数(事業所)		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
年間実利用人数(人)		18 (17)	17 (17)	11 (18)	18	18	19
年間延利用回数(回)		1,663 (1,561)	1,536 (1,561)	1,348 (1,652)	1,656	1,656	1,748

(11)その他の事業

①日中一時支援事業

家族の介護負担の軽減や就労支援を目的に、障がいのある人の日中活動の場を確保します。

年間利用者数、年間延利用回数は実績を元に増加すると見込み、見込量を設定します。

■日中一時支援事業の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年間利用者数(人)		15 (19)	14 (20)	15 (21)	15	16	17
年間延利用回数(回)		972 (1,020)	1,046 (1,073)	1,215 (1,134)	1,223	1,304	1,386
年間一人当たり 利用回数(回)		64.8 (54.0)	74.7 (54.0)	81.0 (54.0)	81.5	81.5	81.5

②自動車改造費助成事業

社会活動や就労等のために重度の障がいのある人が自ら運転する自動車を改造する費用の一部を助成します。

実績を元に利用があると見込み、見込量を設定します。

■自動車改造費助成事業の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年間支給件数(件)		0 (2)	0 (2)	1 (2)	2	2	2

③訪問入浴サービス事業

身体の清潔、心身等の機能の維持が図れるように、地域で生活する身体障がいのある人等に訪問して入浴サービスを提供します。

実績を元に同等程度と見込み、見込量を設定します。

■訪問入浴サービス事業の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第5期障がい福祉計画値)			第6期障がい福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年間利用者数(人)		2 (2)	2 (3)	3 (3)	3	3	3

地域生活支援事業の今後の方策

- 野木町総合サポートセンターでは、障がい者支援施設等関係機関との連携・協力を強化し、身近な地域で気軽に相談でき、必要なサービス利用のための支援が受けられるよう、相談支援体制の更なる整備を図ります。
- 障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の地域生活を推進し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供し、地域生活支援拠点の機能の充実を図るため、野木町障がい者自立支援協議会等を活用し、運営状況の検証及び検討を行います。
- 関係機関との連携強化を図りながら、サービスの確保に努めます。中でも移動に関するニーズは高く、インフォーマルなサービスも含めた確保に努めます。
- 事業の内容や利用方法等について、ホームページの掲載、広報等の配布による周知を図ります。

第3節 第2期野木町障がい児福祉計画

1 第2期野木町障がい児福祉計画の位置付け

第2期野木町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、令和3年度から令和5年度までを期間とする、町の障がい児福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。

2 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制などを確保するため、以下の6点に関して目標値を設定することとしています。

(1) 児童発達支援センターの設置

国の基本指針及び県の目標では、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、各市町村に児童発達支援センターを1か所以上設置することとしています。

町では、現在設置していませんが、圏域で1か所設置できるよう検討・調整を図っていきます。

☆現状値

項目	現状	備考
児童発達支援センター数	0か所	・令和元年度末時点の町内の児童発達支援センター数

★目標値

項目	目標	国及び県の考え方
児童発達支援センター数	1か所	・令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置

(2) 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保

国の基本指針及び県の目標では、聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センターや特別支援学校などの連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的な機能を有する体制を確保することを基本としています。

そのため、町においては、県の動向を注視しつつ、連携体制の確保に向けた調整などを行っていきます。

(3)保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針及び県の目標では、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

町では、1か所で保育所等訪問支援を利用できる環境となっているため、現状の維持に努めるとともに、より充実した体制を確保することを目標に、検討・調整を図っていきます。

☆現状値

項目	現状	備考
保育所等訪問支援 提供事業者数	1か所	・令和元年度末時点の町内の保育所等訪問支援提供事業者数

★目標値

項目	目標	国及び県の考え方
児童発達支援センター数	1か所	・令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置

(4)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

国の基本指針及び県の目標では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に1か所以上確保することを基本としています。

町では、現在、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの事業所がないため、圏域で1か所設置できるよう検討・調整を図っていきます。

☆現状値

項目	現状	備考
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所数	0か所	・令和元年度末時点の町内の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数
重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス 事業所数	0か所	・令和元年度末時点の町内の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数

★目標値

項目	目標	国及び県の考え方
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所数	1か所	・令和5年度末時点の町内の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス 事業所数	1か所	・令和5年度末時点の町内の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

(5)医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針及び県の目標では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児などに関するコーディネーターを配置することを基本としています。

今後は、重症心身障がい・医療的ケア児等会議や連絡会及び野木町障がい者自立支援協議会などとの連携による協議を進め、コーディネーターの配置も含め、医療的ケア児支援の検討・充実を図っていきます。

☆現状値

項目	現状	備考
医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	設置済み	・令和元年度末の町内の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置状況
医療的ケア児支援のための コーディネーターの配置	未配置	・令和元年度末の町内の医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置状況

★目標値

項目	目標	国及び県の考え方
医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	設置済み (継続)	・令和5年度末までに市町村において保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場の設置
医療的ケア児支援のための コーディネーターの配置	配置	・令和5年度末までに医療的ケア児に関するコーディネーターを配置

(6)発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等への支援体制を推進するため、発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切に対応できるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保することを目標とします。

☆現状値

項目	現状	備考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	13人	・令和元年度のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
ペアレントメンターの人数	0人	・令和元年度のペアレントメンターの人数
ピアサポートの活動への参加人数	13人	・令和元年度のピアサポートの活動への参加人数

★目標値

項目	目標	国の考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	・各取り組みの実施状況や活動状況、市町村等における発達障がい者等の人数を勘案し、見込みを設定
ペアレントメンターの人数	2人	
ピアサポートの活動への参加人数	15人	



第4節 障がい児向け福祉サービスの見込量と今後の方策

(1) 児童発達支援

療育の必要性が認められた未就学児に対して、日常生活における基本的な動作や知識の向上を図るための指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

月利用者数は、見込量を上回り、今後も増加すると見込み、見込量を設定します。

■児童発達支援の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第1期障がい児福祉計画値)			第2期障がい児福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		28 (12)	31 (13)	37 (15)	38	39	40
月利用量(日)		109 (52)	119 (60)	145 (68)	152	160	168
一人あたり月利用量(日)		3.9 (4.5)	3.8 (4.5)	3.9 (4.5)	4.0	4.1	4.2

(2) 医療型児童発達支援

医療的ケアを必要とする未就学児に対して、日常生活における基本的な動作や知識の向上を図るための指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに、必要な治療を行います。

現在利用実績はありませんが、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

■医療型児童発達支援の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第1期障がい児福祉計画値)			第2期障がい児福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
月利用量(日)		0 (8)	0 (8)	0 (8)	8	8	8
一人あたり月利用量(日)		0 (8.0)	0 (8.0)	0 (8.0)	8.0	8.0	8.0

(3)放課後等デイサービス

療育の必要性が認められた就学児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中等に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

月利用者数が見込量を下回る状況となっておりますが、年々増加していることから実績を元に増加を見込み、見込量を設定します。

■放課後等デイサービスの実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第1期障がい児福祉計画値)			第2期障がい児福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		24 (25)	25 (32)	32 (41)	33	34	35
月利用量(日)		220 (265)	262 (415)	313 (568)	360	398	445
一人あたり月利用量(日)		9.2 (10.5)	10.5 (12.9)	9.8 (14.0)	10.9	11.7	12.7

(4)保育所等訪問支援

療育の必要性が認められた子どもの通う保育所(園)などの施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

月利用者数が見込量を下回る状況となっておりますが、実績を元に増加を見込み、見込量を設定します。

■保育所等訪問支援の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第1期障がい児福祉計画値)			第2期障がい児福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		0 (2)	1 (3)	1 (4)	2	3	3
月利用量(日)		0 (2)	1 (3)	1 (4)	2	3	3
一人あたり月利用量(日)		0 (1.0)	1.0 (1.0)	1.0 (1.0)	1.0	1.0	1.0

(5)居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がいのある子ども等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作や知識の向上のための指導や、その他必要な支援を行います。

現在利用実績はありませんが、今後利用があると見込み、見込量を設定します。

■居宅訪問型児童発達支援の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第1期障がい児福祉計画値)			第2期障がい児福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用者数(人)		0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1
月利用量(日)		0 (4)	0 (4)	0 (4)	4	4	4
一人あたり月利用量(日)		0 (4.0)	0 (4.0)	0 (4.0)	4.0	4.0	4.0

(6)障がい児相談支援

障がいのある子どもの自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

月利用件数は、見込量を上回り、今後も増加すると見込み、見込量を設定します。

■障がい児相談支援の実績と見込量

区分	年度	実績【令和2年度は見込量】 (第1期障がい児福祉計画値)			第2期障がい児福祉計画見込量		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
月利用件数(件)		11 (8)	13 (9)	20 (10)	22	24	26

(7)医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする子どもに対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成し、地域における医療的ケアを必要とする子どものニーズ等を勘案して、必要に応じてコーディネーターを配置します。

■医療的ケア児等コーディネーターの配置の配置人数

区分	年度	第2期障がい児福祉計画見込量		
		令和3	令和4	令和5
配置人数(人)		1	1	1

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、障がい及び障がいのある人への社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人、家庭、学校、地域社会、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要となっています。

(1)障がい者・家庭

障がいのある人ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするには、町民の一人ひとりが障がい及び障がいがある人に対する理解を深めていくとともに、障がいのある人自身が自立意識を向上させることが重要です。

積極的に社会に参加する意欲を持つとともに、自らが問題を解決していくという意識とその努力が重要になっています。

一方、家庭については、核家族化や女性の社会進出、家庭観の変化などにより、家庭機能・環境も変化しています。

そのため、障がいのある人とその家族のふれあい、いたわりといった心のつながりが一層必要となります。

(2)学校

障がいのある子ども一人ひとりが、障がいの特性や程度に応じたきめ細やかな指導を通して、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するためには、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進する必要があります。

また、障がいのある子どもへの正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障がいに対する意識面でのバリアフリーに努めていく必要があります。

(3)地域社会

障がいのある人、高齢者、子どもなどすべての人々が、豊かな暮らしと生きがいをともに創り、尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

地域における多様な人々との交流を通し、障がいのある人が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、本人やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

(4) 団体

障がい者関係団体には、障がいのある人やその家庭の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていく役割が望まれています。

(5) 企業

障がいのある人が安定した生活を営むためには、雇用や適性と能力に応じて、障がいのない人と共に生きがいをもって働けるような職場づくりが望まれています。

さらに、企業自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

(6) 行政

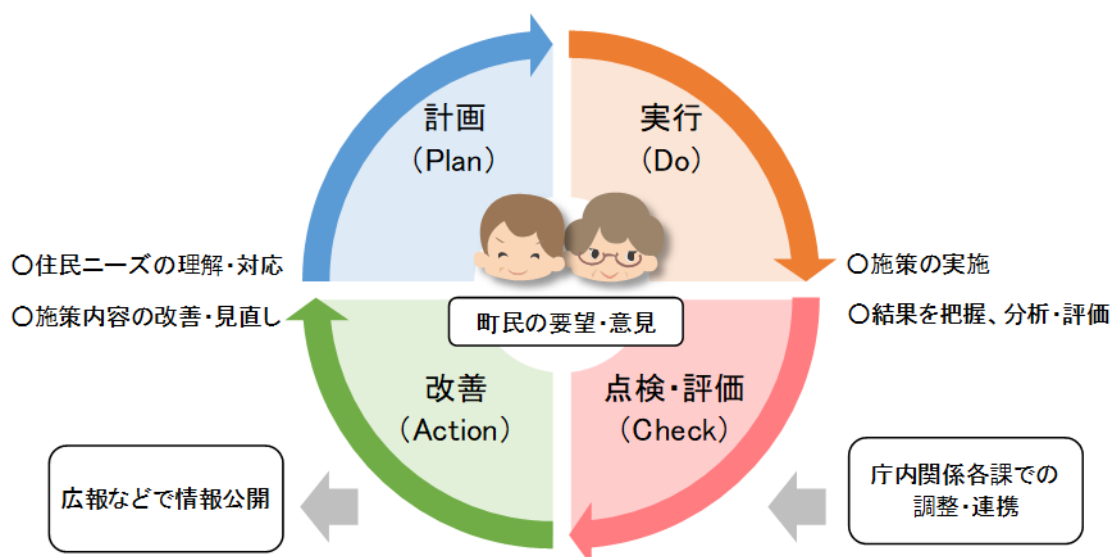
国・県・他関連計画の整合性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを見込み、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現がより一層求められています。

2 計画の進捗管理

本計画の策定後は、実行性を確保するため、施策の進捗管理を行い、「野木町障がい者自立支援協議会」において進捗状況の内容を報告します。

また、そこで出された意見等を参考にし、施策内容の改善・見直し等を行います。

■PDCAサイクルの概念図



第5章 資料

1 設置要綱

平成12年9月20日要綱第9号

野木町障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 本町における障がい者福祉の基本的なあり方を総合的に検討し、障がい者支援施策の基本方針となる野木町障がい者福祉計画を策定するため、野木町障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、障がい者福祉について理解、知識ある者及び関係行政機関の代表者等のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱された日から野木町障がい者福祉計画策定終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じ、随時開催する。ただし、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ、議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(専門部会)

第6条 委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、委員会の指示に基づき、調査研究し、その結果を委員会に報告しなければならない。

3 専門部会の委員は、参事及び主幹の職にある者で組織し、専門部会長は町民生活部長の職にある者をもって充てる。

4 前3項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 委員名簿

○野木町障がい者福祉計画策定委員名簿

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	ライフサポートセンターゆめ	障がい者相談支援専門員	岩瀬 朋恵	
2	特定非営利活動法人みらい	障がい者相談支援専門員	齋藤 大輝	
3	社会福祉法人パステル	常務理事	石橋 須見江	委員長
4	特定非営利活動法人みらい	理事長	清野 恵美子	副委員長
5	さくら診療所	院長	遠乗 秀樹	
6	リハビリテーション 花の舎病院	リハビリ部 部長	砂川 剛	
7	町子ども教育課	特別支援相談員	杉内 一恵	
8	栃木県立国分寺特別支援学校	進路指導主事	上野 純子	
9	社会福祉法人パステル 保護者会	保護者会役員	深沢 家佐子	
10	小山地区やしお会	理事	田畑 久子	
11	町民生委員児童委員協議会	会長	三木 ひとみ	
12	町社会福祉協議会事務局	局長	亀田 豊	
13	栃木県県南健康福祉センター	部長補佐兼健康支援課長	佐藤 典子	

*アドバイザー

栃木県障害者相談支援協働コーディネーター

大嶋奈央子

○野木町障がい者福祉計画専門部会名簿

	役職名	氏名
部会長	町民生活部長	寶示戸 浩
部員	総合政策部長	寺内 由一
	産業建設部長	上原 善一
	教育次長	酒井 浩章
	総務課長	遠藤 正博
	政策課長	館野 宏久
	未来開発課長	小堀 美津夫
	税務課長	島田 雅章
	住民課長	森 洋美
	生活環境課長	知久 佳弘
	産業課長兼農業委員会事務局	潮 和巳
	都市整備課長	小沼 洋司
	上下水道課長	岡田 辰夫
	会計管理者兼会計課長	橋本 利男
	議会事務局長	金谷 利至
	こども教育課長	青木 玲子
生涯学習課長	真瀬 英樹	
健康福祉課長	石渡 眞	

3 用語解説

あ行

◎医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児のことです。

か行

◎ケアマネジメント

一人のサービス利用者に複数のサービスが別々に提供されるのではなく、統一された介護方針のもとにケアプランに基づいて総合的・一体的にサービスが提供されるように調整等を行うことです。

◎権利擁護

自己の権利を表明することが困難な障がいのある人の代わりに、代理人が権利を表明することです。

さ行

◎作業療法

身体または精神に障がいのある人、またはそれが予測される人に対してその主体的な活動の獲得をはかるため、諸機能の回復・維持および開発を促す作業活動を用いて行う治療・指導・援助を行うことです。

◎社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体のことです。市町村を単位とする市町村社会福祉協議会と、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会があります。

◎手話通訳者

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人です。また、厚生大臣の公認試験である「手話通訳技能公認試験」に合格した者には「手話通訳士」の称号が付与されます。

◎障害者週間

12月3日(国際障害者デー)から12月9日(障害者の日)までの1週間とされています。国民の間に広く障がいのある人の施策に関する基本原則の関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加することを促進することを趣旨としています。

◎自立支援医療(精神通院医療)

統合失調症やうつ病などの精神疾患により、通院による継続した治療を受ける場合に医療費の軽減を図るものです。(所得による制限あり)

◎身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がいのある人であることの証票として都道府県知事・政令都市市長、中核市市長が交付するものです。各種の援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合があります。

◎精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付される手帳です。交付を受けた人に対して各種の支援策を促進し、精神障がいのある人の社会復帰および自立や社会参加の促進を図ることを目的としています。医師(精神保健指定医など精神障がいの診断または治療に従事する医師)の診断書をもとに判定されます。

◎成年後見制度

知的障がいや精神障がいなどで判断能力が不十分になった人の社会生活を支援する人(後見人)を家庭裁判所で定めて、普通の生活を送れるように支援する制度です。

た行

◎地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行うセンターです。基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型が設定されています。

Ⅰ型：相談事業や専門職員(精神保健福祉士等)の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施

Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実

◎地域共生社会

制度・分野ごとの縦割り、支え手や受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

◎地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活圏域で適切に提供できるような地域の体制のことです。

◎特別支援学校

障がいの程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

な行

◎難病

治療がむずかしく、慢性の経過をたどる疾病のことです。現在 361 疾病が障害者総合支援法の対象として指定されています。

は行

◎バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障がいのある人の社会

参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁などすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

◎ピアサポート

障がいや疾患のことに限らず、同じような立場や境遇、経験等、同じような共通項と対等性をもつ人同士の支え合うを表す言葉です。

◎法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、身体障がいのある人又は知的障がいのある人を雇用しなければならない率のことです。

平成30年4月1日以降、民間企業は2.2%、国、地方公共団体等は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%となります。

◎ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援です。

◎ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にしたプログラムです。

◎ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。

◎ホームヘルパー

家庭を訪問し、入浴・排泄・食事等の介助や、衣類の洗濯、住居等の掃除、生活必需品の買い物等の生活上の支援を行う職種です。

や行

◎要約筆記

要約筆記とは、聴覚障がいのある人のためのコミュニケーション手段の一つの方法であって、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝達するものです。

◎要約筆記者

要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がいのある人のために要約筆記を行う人のことです。

ら行

◎理学療法

病気、けが、高齢、障がいなどによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法のことです。

◎療育

発達障がいのある子どもの機能を高めるべく、かつ、社会的自立生活に向けて、援助することです。

◎療育手帳

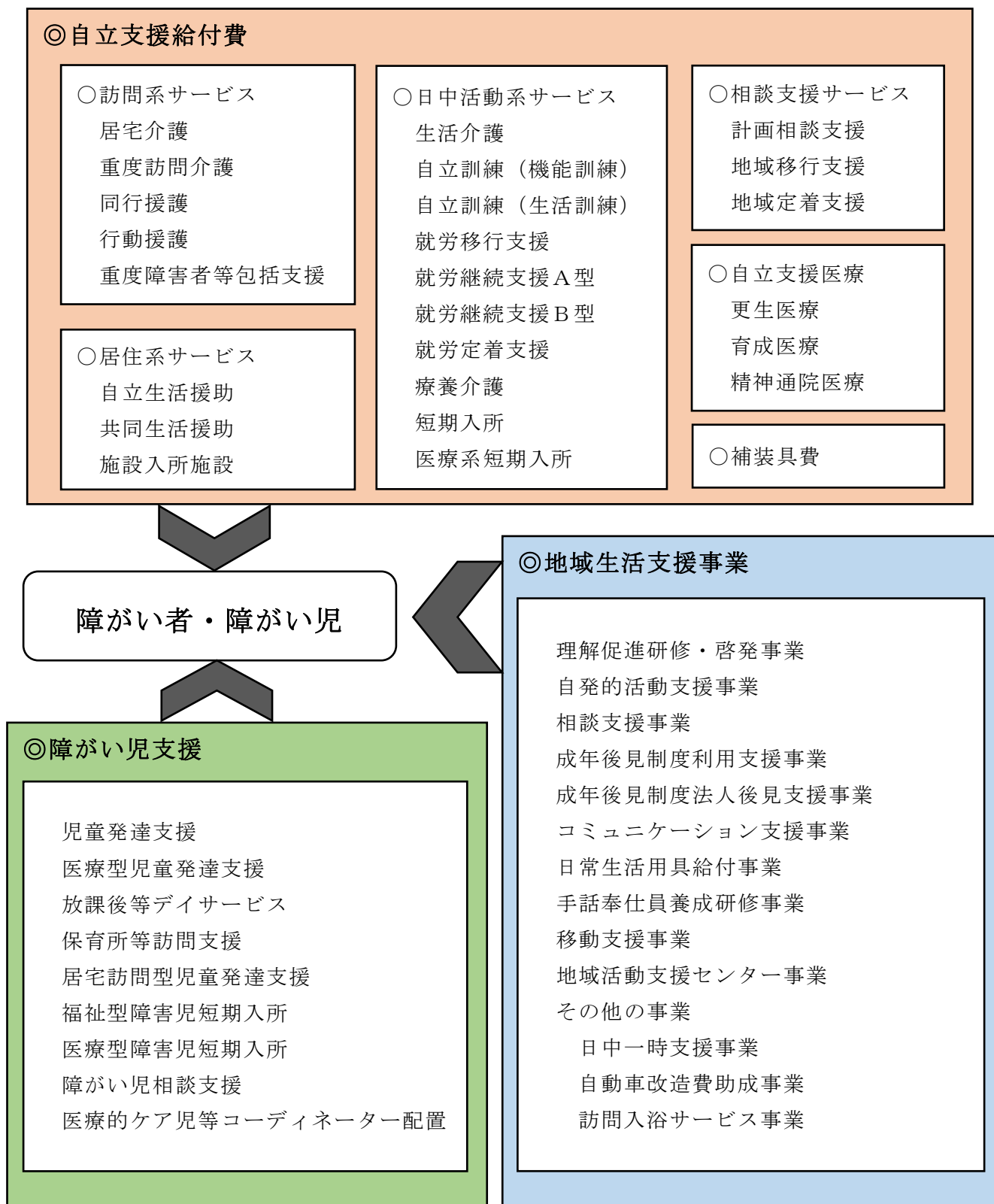
知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がいのある人であることの証票として都道府県知事が交付するものです。

◎レスパイト

介護者の日々の疲れなどの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合に事業所等で受入れを行い、介護者の負担軽減を目指す仕組みです。



4 サービス体系



5 野木町内障がい福祉サービス等提供事業所

(1) 障がい福祉サービス

① 居宅介護

番号	事業所名	法人	住所
1	パステル24	(福) パステル	若林 443-1
2	さわやか	(有) 爽	南赤塚 1145-1

② 重度訪問介護

番号	事業所名	法人	住所
1	パステル24	(福) パステル	若林 443-1

③ 同行援護

番号	事業所名	法人	住所
1	パステル24	(福) パステル	若林 443-1
2	さわやか	(有) 爽	南赤塚 1145-1

④ 生活介護

番号	事業所名	法人	住所
1	セルプ花	(福) パステル	若林 443-7
2	ホーム宙	(福) パステル	若林 443-1

⑤ 就労移行支援

番号	事業所名	法人	住所
1	セルプ花	(福) パステル	丸林 630-4 グランツブリーゼ 108

⑥ 就労継続支援A型

番号	事業所名	法人	住所
1	ハッピーライフ	(同) MIYABI	丸林 398-11 大友ビル3階

⑦ 就労継続支援B型

番号	事業所名	法人	住所
1	セルプ花	(福) パステル	若林 443-7
2	花れい工房	(特非) みらい	丸林 371-12
3	第一縁人	(特非) 縁人	佐川野 1361-10

⑧短期入所

番号	事業所名	法人	住所
1	宙	(福) パステル	若林 443-1

⑨共同生活援助

番号	事業所名	法人	住所
1	たのしそう	(福) パステル	南赤塚
2	うれしそう	(福) パステル	潤島
3	赤れんが	(福) パステル	丸林
4	みなみ	(福) パステル	丸林
5	サフラン	(福) 亮和会	潤島

⑩施設入所

番号	事業所名	法人	住所
1	ホーム宙	(福) パステル	若林 443-1

⑪児童発達支援・放課後デイサービス・保育所等訪問支援

番号	事業所名	法人	住所
1	なかよしランド	(福) パステル	若林 443-7

(2) 指定特定・指定障害児相談支援事業所

番号	事業所名	法人	住所
1	みらい	(特非) みらい	丸林 371-12
2	ライフサポートセンター ゆめ	(福) パステル	丸林 582-1
3	さわやか相談支援 センター	(有) 爽	南赤塚 1145-1

(3) 指定一般相談支援事業所

番号	事業所名	法人	住所
1	みらい	(特非) みらい	丸林 371-12
2	ライフサポートセンター ゆめ	(福) パステル	丸林 582-1

資料: 栃木県ホームページ(令和2年11月1日現在)



第6期野木町障がい福祉計画・第2期野木町障がい児福祉計画

発行 令和3年3月

編集 野木町役場 町民生活部 健康福祉課

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571

Tel 0280-57-4172